

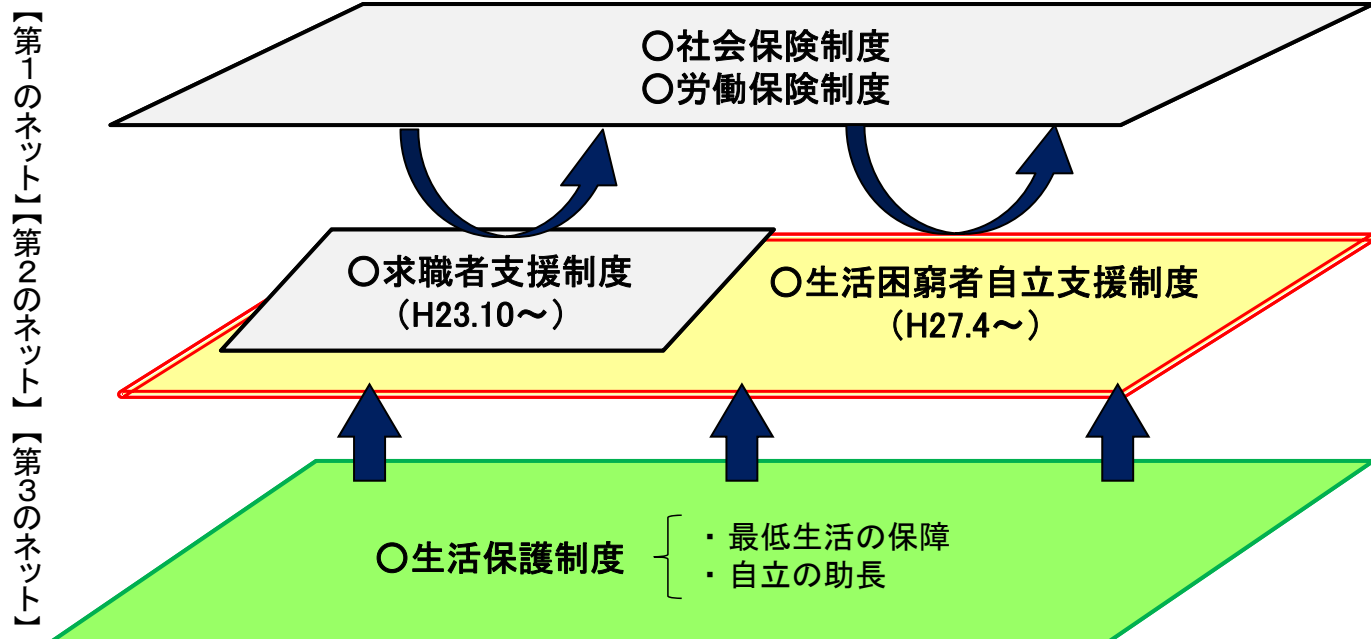
生活困窮者自立支援制度と 他制度の連携について



生活困窮者自立支援制度について

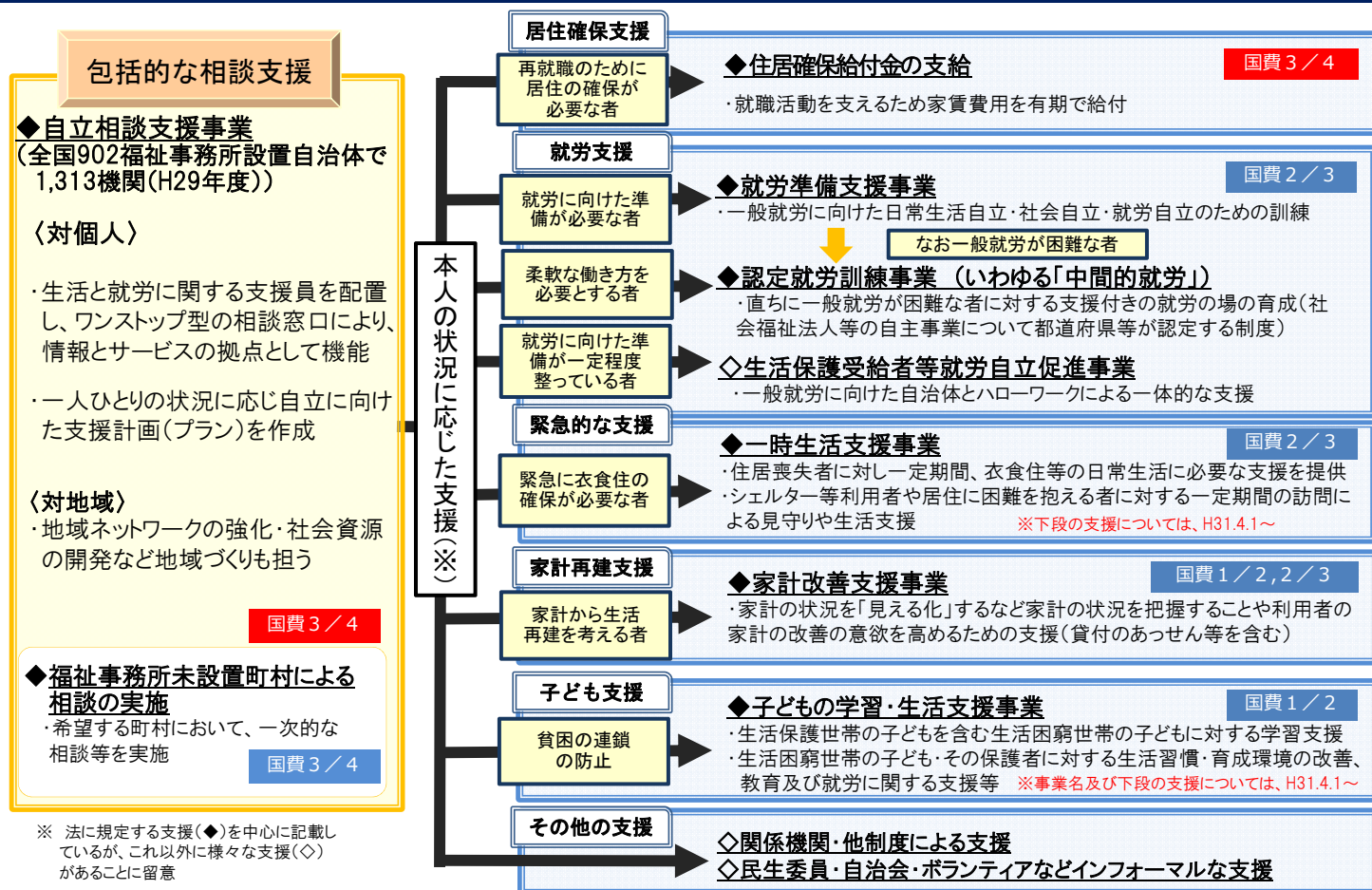
生活困窮者に対する重層的なセーフティネット

最後のセーフティネットである生活保護制度及び生活保護に至る前の段階での自立を支援する生活困窮者支援制度により、生活に困窮する者に対して、重層的なセーフティネットを構成している。



2

生活困窮者自立支援制度の概要



◆都道府県による市町村支援事業 ・ 市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくり等を実施

国費 1 / 2

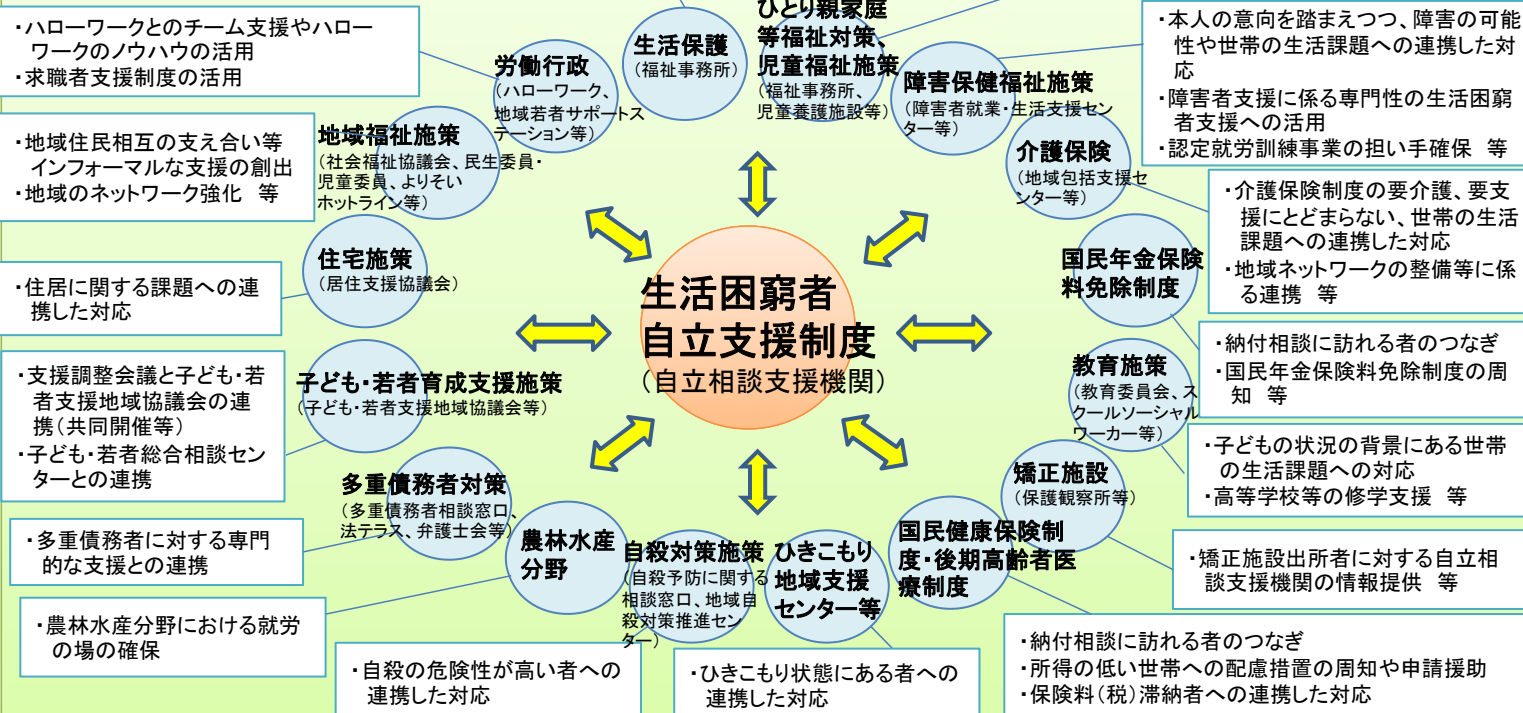
3

生活困窮者自立制度における他制度との連携について

- 生活困窮者自立支援制度においては、自立相談支援事業を中核に、任意事業の活用や他制度との連携により、本人の状態像に応じたきめ細かい支援を実施することが重要。
- また、地域資源の開発に当たっても、他制度のネットワークや他機関と連携することが重要。

連携通知(注)で示した連携の例

(注)「生活困窮者自立支援制度と関係制度等との連携について」(平成27年3月27日付け事務連絡)等



※上記の例にとどまらず、本人の自立支援に資する他制度と連携した支援のあり方については国や自治体において引き続き検討していく。

生活困窮者等の自立を促進するための

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律(平成30年法律第44号)の概要

平成30年6月1日成立
平成30年6月8日公布

改正の趣旨

生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化、生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援、児童扶養手当の支払回数の見直し等の措置を講ずるほか、医療扶助における後発医薬品の原則化等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 生活困窮者の自立支援の強化(生活困窮者自立支援法)

(1) 生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化

- ① 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施を促進
・就労準備支援事業・家計改善支援事業を実施する努力義務を創設
・両事業を効果的・効率的に実施した場合の家計改善支援事業の国庫補助率を引上げ(1/2→2/3)
- ② 都道府県等の各局で把握した生活困窮者に対し、自立相談支援事業等の利用勧奨を行う努力義務の創設
- ③ 都道府県による市等に対する研修等の支援を行う事業を創設

(2) 子どもの学習支援事業の強化

- ① 学習支援のみならず、生活習慣・育成環境の改善に関する助言等も追加し、「子どもの学習・生活支援事業」として強化

(3) 居住支援の強化(一時生活支援事業の拡充)

- ① シェルター等の施設退所者や地域社会から孤立している者に対する訪問等による見守り・生活支援を創設 等

2. 生活保護制度における自立支援の強化、適正化(生活保護法、社会福祉法)

(1) 生活保護世帯の子どもの貧困の連鎖を断ち切るため、大学等への進学を支援

- ① 進学の際の新生活立ち上げの費用として、「進学準備給付金」を一時金として給付

(2) 生活習慣病の予防等の取組の強化、医療扶助費の適正化

- ① 「健康管理支援事業」を創設し、データに基づいた生活習慣病の予防等、健康管理支援の取組を推進
- ② 医療扶助のうち、医師等が医学的知見から問題ないと判断するものについて、後発医薬品で行うことを原則化

(3) 貧困ビジネス対策と、単独での居住が困難な方への生活支援

- ① 無料低額宿泊所について、事前届出、最低基準の整備、改善命令の創設等の規制強化
- ② 単独での居住が困難な方への日常生活支援を良質な無料低額宿泊所等において実施

(4) 資力がある場合の返還金の保護費との調整、介護保険適用の有料老人ホーム等の居住地特例 等

3. ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進(児童扶養手当法)

- (1) 児童扶養手当の支払回数の見直し(年3回(4月, 8月, 12月)から年6回(1月, 3月, 5月, 7月, 9月, 11月)) 等

施行期日

平成30年10月1日(ただし、1. (2)(3)は平成31年4月1日、2. (1)は公布日、2. (2)①は平成33年1月1日、2. (3)は平成32年4月1日、3. は平成31年9月1日※ 等)
※平成31年11月支払いより適用

(2) 自立相談支援事業等の利用勧奨の努力義務の創設

平成30年10月1日施行

改正法の概要

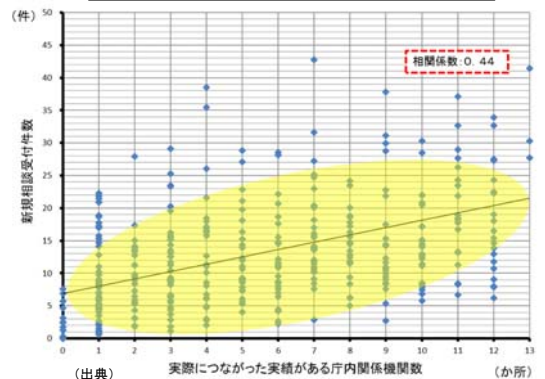
- 改正法において、事業実施自治体の各部局（福祉、就労、教育、税務、住宅等）において、生活困窮者を把握した場合に、自立相談支援事業等の利用勧奨を行うことを努力義務化。

社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書（平成29年12月15日）（抜粋）

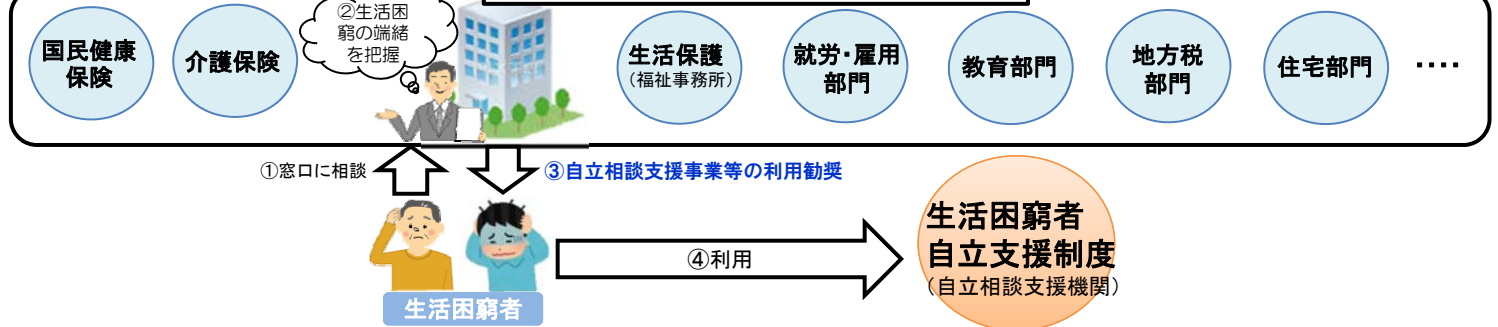
（関係機関との連携）

- そうした自ら支援を求めることが難しい人に対して支援を行うためには、自立相談支援機関の主導による把握だけではなく、その他の関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合に、自立相談支援機関における相談に確実につなげていくことが必要である。
- 実際に、自立相談支援機関につながった実績がある庁内関係機関が多い自治体ほど、新規相談件数が多くなっている状況も踏まえれば、関係機関からの連携を強化することにより、多くの自立相談支援機関の相談に結びつくものと考えられる。
- 高齢者に対する包括的な支援の拠点である地域包括支援センター等その他の相談機関もあることから、適切な役割分担をしつつ、連携・協力を行っていくことが重要である。
- （地域との連携）
- 生活困窮者の自立支援に当たっては、地域に互助の関係づくりや参加、就労の場を求め、地域との関係づくりをすることが必要である。
- 現在進められている地域共生社会の実現に向けた取組の中では、世帯の中で課題が複合化、複雑化していたり、制度の狭間にあたり、支援を必要とする人が自ら相談に行くことができず孤立を深めていたりするなど、表に出にくい大変な状況にある人や世帯に、民生委員や自治会なども含めた地域の様々な主体がその活動の中で気づき、適切な相談体制につなげ、支援を必要としていた人自身が「支えられる」だけでなく「支える」側に回るような、地域力を強化するための取組が進められている。
- こうした体制整備については、平成29年通常国会で改正された社会福祉法においても規定され、全国の自治体で取組が始められている。
- こうした地域力強化の取組が進むことで、地域で把握された課題を抱える世帯が自立相談支援機関につながっていくことが期待される。自立相談支援機関が、こうした地域から浮かび上がってくる課題をしっかりと受け止めるとともに、多機関が協働して解決につなげていく体制の中核の役割を果たすことが期待されている。
- このように、生活困窮者の存在に気づいた関係行政窓口等（税、国保、介護保険、公営住宅、水道、学校、生活保護等）や、様々な福祉関係の相談機関、地域における活動（居場所・拠点づくり、分野を問わない「丸ごと」相談など）から自立相談支援機関への利用につながるよう、必要な場合に、それらの関係機関から自立相談支援機関の利用を勧めることを促進するなど、関係機関間の連携を促進すべきである。

関係機関との連携（①新規相談件数の関係）



事業実施自治体における各部局（窓口）



関係部局との連携強化により、自立相談支援窓口につながっていない生活困窮者を確実につなげ、適切な支援を展開

(3) 関係機関間の情報共有を行う会議体の設置

平成30年10月1日施行

- これまでの生活困窮者に対する支援については、関係者間での会議体が法定されていないことから情報共有が進まず、深刻な困窮の状態を見逃してしまったり、予防的な措置を取ることが困難であったりすることが問題視されてきた。
- このため、改正法では支援会議を法定し、会議体の構成員に対して守秘義務をかけることによって、支援関係者間の積極的な情報交換や連携が可能となる仕組みを新設した。

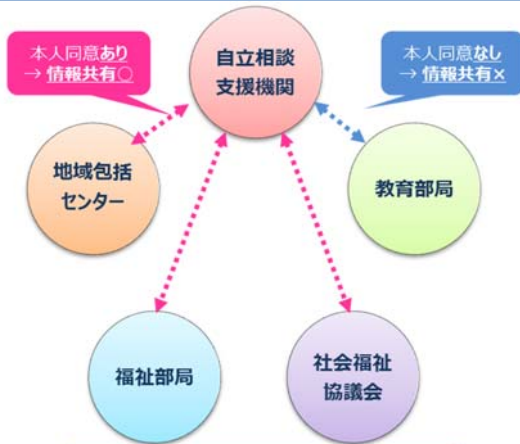
※ 支援会議の機能や役割が適切に果たせるのであれば、各自治体の判断で「支援調整会議」はもとより、介護保険法に基づく「地域ケア会議」や障害者総合支援法に基づく「協議会」、児童福祉法に基づく「要保護児童対策地域協議会」など既存の会議体を「支援会議」として活用することは差し支えない。

現行制度における課題

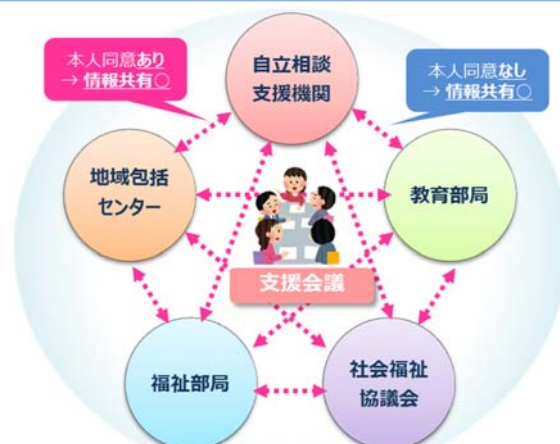
- 支援における情報共有は本人同意が原則
 - ・ 本人の同意が得られずに他部局・機関と情報共有できないケース
 - ・ 同一世帯の様々な人が別々の相談窓口や関係機関等に相談に来ているがそれらが世帯全体の課題として把握・共有されていないケース
- 等の中には、世帯として状況を把握して初めて困窮の程度が把握できるケースがある。

支援会議を設置した場合

- 関係機関がそれぞれ把握している困窮が疑われるようなケースの情報共有や支援に係る地域資源のあり方等の検討を行う
- 守秘義務の設定
 - ・ 本人同意なしで、関係機関で気になっている個々の困窮が疑われるようなケースの情報共有が可能となる。



各法における守秘義務



支援会議における守秘義務

8

9
-5-

居住支援の強化(一時生活支援事業の拡充)①

改正法の概要

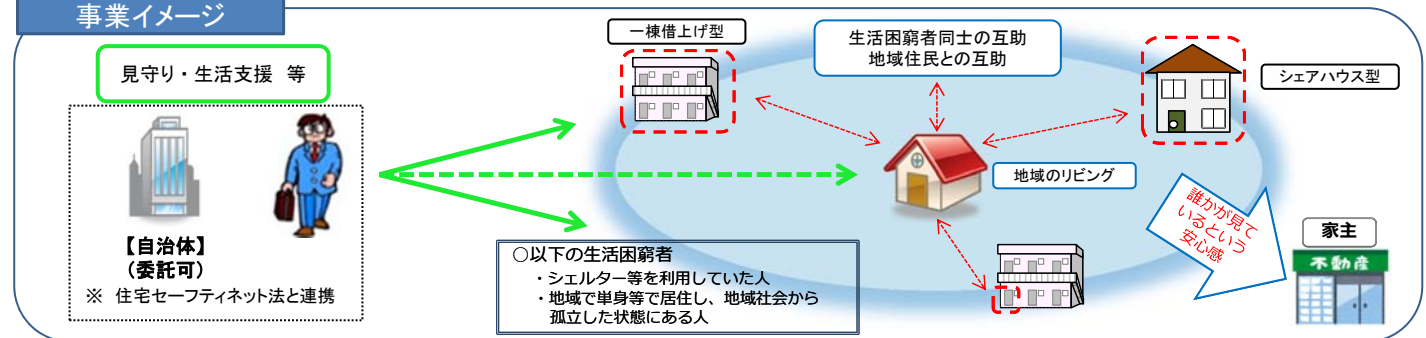
- 現行の一時生活支援事業(シェルター等における生活困窮者に対する一定期間の衣食住の提供)【補助率2/3】を拡充し、以下の対象者に対し、一定期間、訪問による見守りや生活支援等日常生活を営むのに必要な支援を追加することにより、居住支援を強化。【平成31年4月1日施行】

- ① シェルター等を利用していた人
- ② 居住に困難を抱える人であって地域社会から孤立している人

(※) 昨年改正された住宅セーフティネット法(住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律)とも連携

(※) 今回の強化分(訪問による見守りや生活支援等)の実施に当たっては、当該自治体が従来の一時生活支援事業のメニュー(シェルター等における生活困窮者に対する一定期間の衣食住の提供)を実施していることが前提。

事業イメージ



支援を必要とする人同士や地域住民とのつながりをつくり、相互に支え合うこと(互助)にも寄与することにより、地域で継続的・安定的な居住を確保

今後の方向性

- 一時生活支援事業の拡充については、平成30年度予算における居住支援の推進とあいまって、改正住宅セーフティネット法とも連携しながら、着実に推進。
- 一時生活支援事業については、ホームレスの方のみならず、いわゆるネットカフェに寝泊まりしている方、家賃滞納等により退去せざるを得ない方、家庭の事情により自宅にいられなくなった方など、都市部に限らず事業の対象になりうる方が地方部においても存在することから、この事業の目的、必要性について周知するとともに、事業の広域実施等も推進しながら、その実施を促進。
- 「福祉・住宅行政の連携強化のための連絡協議会」を随時開催し、国土交通省とも情報共有を図りつつ、連携を推進する。

10

厚生労働省と国土交通省の 連携した取組について

厚生労働省と国土交通省の連携した取組事例

厚生労働省、国土交通省では居住支援サミットや連絡協議会、地方支分部局の連携した取組をはじめとして様々な連携を行っています。今後もこれらの取り組み以外にも積極的に連携を図っていきます。

福祉・住宅行政の連携強化のための連絡協議会

- 生活や住宅に配慮を要する方々の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係るセーフティネット機能の強化に向けた福祉行政と住宅行政のより一層の緊密な連携を図るため、厚生労働省と国土交通省の関係部局長等による情報共有や協議を行うための連絡協議会を随時開催。（過去5回開催）

地方ブロックにおける福祉・住宅行政の連携

- 地方厚生局と地方整備局が連携し、情報交換やヒアリング等を行うなど地方公共団体への支援に取り組んでいる。
 - ・ブロックごとの情報交換会の実施
 - ・市区町村への個別訪問
 - ・両地方局開催会議の相互参加

居住支援協議会での行政説明

- 居住支援協議会総会など住宅部局、福祉部局が集まる場での両省による行政説明等を実施



連携通知の発出

- 生活困窮者自立支援法の改正に伴い、自立支援制度への利用勧奨の努力義務化などを内容とした連携通知を発出。

居住支援全国サミット

- 住宅確保要配慮者に対する居住支援を強化する目的から、住宅や福祉に関する施策と各地の居住支援団体で行っている先進的な取組に関する情報提供の場として、国土交通省・厚生労働省の主催で居住支援サミットを実施。共同の資料を作成し、説明についても合同で実施。

主催会議、研修等への参加

- 本省レベルでも、相互主催の会議での説明や、研修への講師として参加するなど、制度の普及や連携に取り組んでいる。
 - ・生活困窮者自立支援全国研究交流会へ両省の出席
 - ・担当部局長会議等での両省の居住支援について説明
 - ・国土交通省主催の研修で生活困窮者自立支援制度、生活保護制度の説明

家主さん向けガイドブックの作成

- ちんたい協会の協力により、家主さん向けに自立支援制度のガイドブックを作成、配布。



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

12

居住に課題を抱える人（住宅確保要配慮者）

H30.3居住支援全国サミット資料
（厚生労働省・国土交通省）

居住に課題を抱える人とは

- ・低額所得者、高齢者、障害者 など
- ・住宅セーフティネット法では「住宅確保要配慮者」と定義されている

現状と課題

- ・低家賃の住宅が少なく、住宅確保要配慮者には民間賃貸住宅において入居拒否の傾向がある。
- ・連帯保証人、緊急時の連絡体制の確保や一定の生活支援が必要な住宅確保要配慮者もいる。

必要な対応

- ・連帯保証人や緊急時の連絡先の確保、訪問などによる見守り支援などといったソフト面での対応
- ・住宅確保要配慮者の入居を拒まない低家賃の住宅の確保などといったハード面での対応

⇒ソフト面とハード面での連携した対応が必要

13

-7-

国のみならず自治体においても、福祉・住宅部局間での情報共有・連携強化を図るとともに、以下に記載している居住に係るハード・ソフトの両施策を一体的に実施するなどにより、居住に困難を抱える者へ必要な支援が届くよう取り組んでいく。

ソフト面の支援例

【高齢者の安心な住まいの確保に資する事業】

空き家等の民間賃貸住宅や集合住宅等に入居する高齢者を対象に、安否確認、緊急時の対応等を行う生活援助員を派遣するなど、地域の実情に応じた、高齢者の安心な住まいを確保するための事業を行う。 ※地域支援事業の1メニュー

【生活困窮者地域居住支援事業】

地域に単身等で居住し、親族等の支援が見込めない「孤立した生活」を送る生活困窮者等に対し、住居の確保といった居住支援や訪問などによる見守り・生活支援、これらを通じた互助の関係づくりを行う。 ※30年度から予算事業として実施。31年度からは困窮法の一時的支援事業として実施を目指す(法改正事項)

【自立生活援助】

障害者支援施設やグループホーム等から地域での一人暮らしに移行した障害者等に対し、支援員が定期的に居宅を訪問して日常生活における課題を確認し、必要な助言や関係機関との連絡調整を行う。
※障害者総合支援法に基づくサービス(平成30年4月1日施行)

【社会的養護自立支援事業等】

里親等への委託や児童養護施設等への入所措置を受けていた者に対して、必要に応じて措置解除後も原則22歳の年度末までの間、引き続き里親家庭や施設等に居住するための支援などを提供するとともに、生活・就労相談や、賃貸住宅の賃借時等に身元保証を行う。

ハード面の支援例

【新たな住宅セーフティネット制度】

高齢者、障害者、子育て世帯、低額所得者などの住宅確保要配慮者に対し、民間の空き家・空き室を活用した入居を拒まない賃貸住宅(住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅)の供給を促進する。併せて、専用住宅の改修費や家賃低廉化等への支援や、入居相談や見守りなどの生活支援を行う居住支援協議会や居住支援法人への活動支援等を行う。

14

福祉・住宅行政の連携強化のための連絡協議会

○生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭等のうち生活や住宅に配慮を要する方々の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係るセーフティネット機能の強化に向けて、福祉行政と住宅行政のより一層の緊密な連携を図るため、厚生労働省と国土交通省の関係局職員による情報共有や協議を行うための標記連絡協議会を設置。

構成員

<厚生労働省>

社会・援護局長
社会・援護局審議官(福祉連携、社会、障害保健福祉、児童福祉担当)
社会・援護局 保護課長
地域福祉課長
地域福祉課 生活困窮者自立支援室長
障害保健福祉部長
障害保健福祉部 障害福祉課長
老健局長
老健局 高齢者支援課長
こども家庭局長
こども家庭局 家庭福祉課長
家庭福祉課 母子家庭等自立支援室長

<国土交通省>

住宅局長
住宅局審議官
住宅局 住宅政策課長
住宅総合整備課長
住宅総合整備課 賃貸住宅対策室長
安心居住推進課長
土地・建設産業局長
土地・建設産業局 不動産課長

開催状況

○第1回連絡協議会(平成28年12月22日)

- ・塩崎厚生労働大臣、末松国土交通副大臣より冒頭挨拶
- ・施策の現状・課題等について両省より報告等

○第2回連絡協議会(平成29年2月27日)

- ・新たな住宅セーフティネット制度について
- ・生活困窮者自立支援制度見直しの論点整理(案)について
- ・地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法の見直し等について等

○第3回連絡協議会(平成29年6月29日)

- ・社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会での議論の経過等について
- ・低所得高齢者等住まい・生活支援の実施について
- ・新たな住宅セーフティネット制度の施行にむけて等

○第4回連絡協議会(平成29年11月8日)

- ・新たな住宅セーフティネット制度について(施行にあたって)
- ・生活困窮者自立支援及び生活保護制度の見直しについて等

○第5回連絡協議会(平成30年9月25日)

- ・生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律について
- ・障害者の住まいの場の確保を促進するための取組について
- ・新たな住宅セーフティネット制度の施行状況について等



第1回連絡協議会の様子

15

-8-

今後の取り組み

- 各ソフト面の施策の実施促進
- 新たな住宅セーフティネット制度の普及促進
(賃貸住宅の登録促進、代理納付(住宅扶助)の推進の手続等)
- 福祉・住宅行政の連携の強化
 - ・居住支援協議会の設置促進(住宅サイド、福祉サイド共通のプラットフォームづくり)
 - ・居住支援法人の指定促進(特に福祉サイドでの社会福祉法人、社会福祉協議会、NPO等への働きかけ)